

覚 書

保警一第 105号

8 - 2 0 5 0

平成8年7月15日

海上保安庁警備救難部警備第一課長 淡 路



水産庁振興部沿岸課長 石 木 俊 治



排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の制定に際し、海上保安庁と水産庁とは、下記のとおり了解する。

記

- 1 規則第3条（規則第13条において準用する場合を含む。）に基づく告示の制定又は改廃に当たっては、海上保安庁と水産庁とは、事前に十分連絡調整を行うものとする。
- 2 規則第5条（規則第13条において準用する場合を含む。）に基づく告示においては、許可船（承認船）と無許可船（無承認船）との区別が外見上明らかになるような標識を定めるものとし、同告示の制定又は改廃に当たっては、水産庁は、事前に海上保安庁に協議するものとする。